

一般社団法人脱炭素推進協議会の会員の入退会等に関する規則

(適用)

第1条 本規則は、一般社団法人脱炭素推進協議会（以下、「当法人」という）の入退会について、当法人の定款第5条から第12条に規定することのほかに、以下のとおりに定める。

(資格)

第2条 当法人の会員として入会できる者は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 当法人の目的に賛同し本規則を承諾した者。
- (2) 虚偽や盗用等の不正な情報登録行為をしないことを宣誓した者。
- (3) 理事会が承認した者。

(会員の種別)

第3条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員：脱炭素に関する事業を運営又は計画し（当該事業を営む法人又は団体への出資及び当該出資の計画を含む。）、当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 特別会員：当法人の事業を賛助するため入会した自治体等
- (3) 賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会申込)

第4条 当法人に入会しようとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

2 会員は、第6条に定める入会金を、入会申し込み後1ヶ月以内に、当法人の指定する金融機関の口座に納入しなければならない。

3 前第2項の納入確認をもって、入会手続きの完了とする。

(退会)

第5条 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所要手続を行い、随時退会できる。

(会費)

第6条 第3条に定める正会員・特別会員・賛助会員の入会金及び年会費は、下表に定めるとおりとする。ただし、金額は税別とし、振り込み費用等は会員負担とする。

表-1 入会金及び年会費一覧表

構成	区分	入会金	年会費
正会員	個人	3万円	一口 3万円
	法人	5万円	一口 10万円
	団体	5万円	一口 5万円
特別会員	自治体等	-	一口 1万円
賛助会員	個人	-	一口 5千円
	団体	-	一口 1万円

2 当法人の年度末までに退会の申し出が無い場合（すなわち会員継続の場合）は、当法人の年度初めから2ヶ月以内（すなわち5月末日迄）に当法人の指定する金融機関の口座に、前1項で規定する会費を納入しなければならない。

3 特段の理由や通知が無く会費を1年以上未納にした場合は、退会したものとみなす。この場合であっても未納金支払の義務を負うものとする。

4 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(入会金)

第7条 入会金は、第6条に定めるとおりとする。

2 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

3 特別会員については入会金を免除する。

4 賛助会員については入会金を不要とする。

(基金)

第8条 基金は、任意であり、1口10万円とする。

(会員のメリット)

第9条 会員は次のメリットを受けることができる。ただし、賛助会員は次の(3)及び(4)のみとする。

- (1) 当法人が発行する情報資料等(春薬柳等早生樹の生育実験記録等)の取得
- (2) 当法人が販売する春薬柳等早生樹の苗の購入
- (3) 当法人が主催する講演会、シンポジウム、フォーラム等の参加
- (4) その他

(会員の遵守事項)

第10条 当法人の会員は、第9条の会員のメリットを受けるにあたり、虚偽又は盗用等の不正情報を登録してはならない。これによって生じた損害等は当該会員がその一切を支弁する責務を負うものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続を完了したとき
- (2) 会費納入期限を1年を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- (5) 規則第10条に基づき、理事会において、除名の決議がなされたとき

(免責事項)

第12条 当法人は、会員が第10条に示す遵守事項に基づいて行う情報の登録を認証するものであって、情報内容の妥当性、正確性、有用性を保証するものではない。また、情報公開により生じたいかなる損害についても責任を負わない。

(本規則の変更)

第13条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

令和5年9月5日 制定

令和8年5月25日 一部変更